

令和二年七月

令和二年六月文京区議会定例議会議案(三)

文京区

目次

議案第二十号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

..... 1頁

議案第二十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年七月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「保健所その他の施設」を「保健所」に改める。

付則に次の三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例）

5 保健所に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、防疫等特殊業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

6 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲内において、規則で定める。

7 付則第五項の規定により防疫等特殊業務手当を支給する場合における第八条の規定の適用については、同条中「第三条から前条まで」とあるのは、「第三条から第五条まで、前条及び付則第五項」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例付則第五項から第七項までの規定は、令和二年一月二十七日から適用する。

(説明)

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例を設けるため、本案を提出いたします。

